

美しい花いっぱいの町づくり市民活動補助金制度

【補助金制度の趣旨】

美しい花と緑にあふれ、暮らす人、訪れる人に潤いと安らぎを与える「こだわりの魅力ある美しいまちづくり」を促進するため、公共施設等の花壇等の整備及び緑化の推進をする団体に補助金を交付します。

【補助対象要件】

補助の対象となる緑化の推進は、富士宮市内で花壇づくりやフラワーポットの設置、坪庭づくり、樹木の植栽等緑化による景観の向上が図れる内容のもの。

ただし、生垣づくりは対象外。

【実施する場所】

公共施設等（道路、公園）、個人の敷地内の場合は公道に沿った場所または公開性がある場所。

【補助対象者】

補助の対象者は、市民で構成される団体であること。ただし、1年度に1回までとし、申込みは12月末までとし、事業完了は翌年3月末までとする。

【補助金の額】

補助金の額は、100,000円を限度とする。

補助金の交付は、補助金交付決定後支払うことができます。

補助金交付の手続き

【補助金の申請】

緑化の推進事業を行う前に下記の書類を提出してください。

○補助金交付申請書－事業計画書及び収支予算書を作成の上申請してください。

○事業計画書－事業の内容により作成してください。

○収支予算書－費用の内容がわかるように作成してください。

※ただし審査の結果、内容の一部が対象外となる場合もあります。

○写真添付－施行箇所の現況の写真が必ず必要となります。

※施行箇所のはいった敷地全体の写っているものが望ましい。

【交付決定通知】

係員が申請内容などを審査し、現地を確認して適当と認めたときは、補助金交付決定通知書により通知します。

【変更する場合】

申請した内容に変更を生じるときは、事前に申し出てください。

【事業の着手】

補助金交付決定通知を受けてから、緑化の推進事業を始めてください。

※事前に着手すると補助の対象にならない場合があります。

【実績報告】

緑化の推進事業が完了しましたら下記の書類を提出して、係員の確認を受けてください。

○実績報告書－申請書と同じ印鑑で押印してください。

○収支決算書－事業の実績により作成してください。

○写真添付－申請時と同じ角度からの写真が望ましい。

【補助金の請求】

補助金交付決定後、請求ができますので請求書を提出してください。

市指定の請求書を使用し、申請書と同じ印鑑で押印してください。

口座名義には必ずフリガナをふってください。

【補助金の交付】

請求書受領後、補助金を交付します。

※補助金は、市が請求書受領後 1 ヶ月位で申請者指定の口座に振り込まれます。

※その他詳しいことは下記にお問い合わせください。

美しい花いっぱいの町づくり市民活動制度のお問い合わせ

富士宮市 花と緑と水の課 公園緑地係

TEL 0544-22-1168